

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十五年十二月十九日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	佐々木 弘
同	同	同	宮 政 利
同	同	同	高 橋 義 均
同	同	同	佐 藤 均